

## シニア正会員・永年正会員・名誉会員規程

日本伝熱学会の発展と、伝熱工学の進展に貢献した個人の功労を讃えるために、シニア正会員、永年正会員および名誉会員の制度を設ける。シニア正会員・永年正会員・名誉会員規程は以下の項目に則って運用する。

### 1. シニア正会員の資格

65歳以上の正会員で、原則として定年退職等により定職に就いていない者。

### 2. シニア正会員への移行およびその特典

- (1) 正会員からシニア正会員への移行は、本人の申請に基づく。
- (2) シニア正会員は正会員の資格を有し、正会員と同等の特典を受ける。

### 3. 永年正会員の資格

65歳以上の正会員またはシニア正会員で、25年以上日本伝熱学会または日本伝熱研究会（以後、「本学会」という。）に在籍した者。

### 4. 永年正会員への移行およびその特典、および退会の特例

- (1) 永年正会員有資格者は、本人の申請により、70歳に至るまでの会費（正会員費もしくはシニア正会員費）の総額の80%に相当する永年会費を払い込むことにより永年正会員となり、それ以降の会費を支払うことなく、正会員の資格を有し正会員と同等の特典を受ける。  
永年会費＝(70－永年会費の支払い時の年齢)  
×支払い時の正会員またはシニア正会員の年会費×0.8
- (2) 永年正会員有資格者で、永年正会員への移行を申請しない者にあっても、70歳以上となった場合は永年正会員となり、以降の会費の支払いを要しない。
- (3) 永年正会員の退会は、定款第9条にしたがう。また、下記のとときには、退会の意志が表明されたとして、理事会の承認を経て退会とする。
  - ・ 総会の開催通知に対して3期連続して回答がなく、さらに4期目の総会通知の際に、「今回も回答がないと退会の意志を表明されたと見なす」との通告を付したにもかかわらず、なお回答がなかった場合。

### 5. 名誉会員の資格と選考

以下のいずれかの項目に該当する個人を理事会の承認と本人の承諾を得て名誉会員とする。

- (1) 永年正会員有資格者の内、本学会の役員として、本学会に顕著な貢献をしたと認められる者(具体的には以下のいずれかの条件を満たす者)の中から、表彰選考委員会が推薦する者。
  - ・ 会長を務めた者
  - ・ 副会長を2期務めた者
  - ・ 副会長を1期、理事(副会長期間を除く)を2期以上務めた者
  - ・ 理事を4期以上務めた者
- (2) 永年正会員有資格者の内、表彰選考委員会が本学会の発展および伝熱学の進展に顕著な寄与をしたと認める者。
- (3) その他、永年正会員有資格者でなくとも、表彰選考委員会が特に推薦する者。

### 6. 名誉会員の広報と資格の始期

第5条の規定に基づき、各事業年度の終了日までに名誉会員として理事会が承認し本人が承諾した個人を、その期の総会において名誉会員として会員に広報し、それ以降、名誉会員とする。

### 7. 名誉会員の資格の取り消し及び一時停止

- (1) 表彰選考委員会は、名誉会員が著しく社会規範にもとる行為を行った場合、名誉会員の資格を取り消すことができる。
- (2) 正会員(シニア正会員、永年正会員を含む)であった名誉会員は、本人からの申し出により、名誉会員資格を一時的に停止して、正会員(シニア正会員、永年正会員を含む)に復帰することができる。この場合、後に本人の申し出により、理事会の承認を経て、名誉会員に復帰することができる。

## 8. 本規程の改定

本規程の改定は理事会の議決により行う。ただし、特定の会員または名誉会員が著しく不利益となるような改定を行ってはならない。

平成 7年12月16日制定  
平成10年 4月18日改訂  
平成10年12月12日改訂  
平成12年12月02日改訂  
平成14年 4月20日改訂  
平成24年6月1日理事会承認  
平成26年4月19日改訂